

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和7年5月12日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

ちばグロースアカデミア投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

（1）特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名 称	ちばグロースアカデミア投資事業有限責任組合
所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2
無限責任組合員	ちばぎんキャピタル株式会社
所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2
設立年月日	昭和59年5月29日
資本金	100百万円
出資者	ちばぎん保証株式会社（議決権割合 50%） 株式会社千葉銀行（議決権割合 30%） ちばぎんカード株式会社（議決権割合 10%） ちばぎんコンピューターサービス株式会社（議決権割合 10%）
役職員の構成	取締役社長1名、取締役4名（千葉大学役職員以外の社外取締役1名を含む）、支援・投資委員会3名（千葉大学役職員を含まず、社外取締役1名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	全社業績及び個人業績の観点から実施する。全社業績はファンド運営事業も含めた全事業の業績に応じて評価する。 個人業績は、各役職において期待される行動の発揮度合いや各事業のパフォーマンスに対する寄与度合いに応じて評価する。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬は定例給与、定例外給与、賞与で構成される。

（2）特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

【無限責任組合員】

ちばぎんキャピタル株式会社 0.1 億円

【有限責任組合員】

千葉大学 0.3 億円（予定）

千葉銀行 4.6 億円

※ただし、千葉大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

② 特定研究成果活用支援事業の概要

千葉大学および他の国立大学等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う。ファンドの存続期間内に、株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるシード・アーリーからミドル・レイターまでの全ステージの未上場企業を支援対象とする。

③ 特定研究成果活用支援事業における助言・支援、資金供給

【実施予定の助言・支援の内容】

- ・千葉大学を中心とした研究成果の紹介・マッチング
- ・事業計画や資本政策の作成支援
- ・民間 VC や金融機関紹介によるファイナンス支援
- ・経営人材の探索
- ・仕入先・販売先開拓の支援
- ・法務・会計・税務等に関するアドバイザー紹介
- ・戦略的提携先や EXIT 先開拓の支援

【資金供給】

基盤となる技術やサービスと市場のポテンシャルを勘案し、準備段階ならびに成長段階に応じた適切な資金供給を行う。その際には適切に設定された将来目標に向かってのマイルストーン投資を行う（普通株式、優先株式、他）。

④ 支援対象事業者が満たすべき基準

- (ア) 最先端技術を保有している未公開企業やその他成長ポテンシャルのある技術を有する未公開企業を中心に、学術研究成果の事業化による産業界への貢献、千葉大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (イ) 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。

- (ウ) 国民経済における生産性の向上、社会的ニーズに則したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (エ) 投資実行後に、弊社および千葉大学による成長支援により、企業価値を向上させることで、ファンド存続期間内に、保有する株式等の売却その他による資金回収の蓋然性が高いと見込まれるものであること。

⑤ 支援の内容が満たすべき基準

- (ア) 情報の適正な取り扱いに留意しながら、投資事業有限責任組合の組合員集会等を通じて千葉大学や他の LP 出資者に対して必要な説明を行い、ファンド運営の透明性が確保できるものであること。
- (イ) ファンドの全期間を通じた総収入額が総支出額を上回ることを目指し、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等に努める。また政策目的を踏まえた適切な分散投資が行えるものであること。
- (ウ) 対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであり、そのための事業計画や財務計画について進捗管理を年度ごとに継続的に行えるものであること。
- (エ) 特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後にあつては、積極的な経営又は技術の指導を実施するものであること。
- (オ) 対象事業者に対する支援が、主として弊社の運営するファンドを通じて直接行うものであること。他社の運営するファンドからの間接投資は行わない。
- (カ) VC 含む他の投資家からの資金調達も可能となるよう、適切な事業計画、資本政策の策定と実行について対象事業者と合意できること。
- (キ) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げないよう配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行う。あわせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。
- (ク) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であるように投資を行うこと。
- (ケ) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。また、研究者の自主性や千葉大学をはじめとする国立大学法人等の主体性を尊重し、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

⑥ 千葉大学との連携体制

ちばぎんキャピタルが無限責任組合員として組成するちばグロースアカデミア投資事業有限責任組合に対して、千葉大学は、3,000 万円の出資を予定している。また、ちばぎんキャピタルおよび千葉銀行は、千葉大学の学術研究・イノベーション推進機構（以下、IMO という）と連携した、千葉大学等の研究成果を活用した事業シーズの発掘・成長支援を予定している。具体的には、IMO では創薬・工学の事業会社やスタートアップ企業経営者等をアドバイザーとして起用しており、事業化支援、資本政策や事業計画策定支援、販路先や連携先紹介等の伴走支援において、ちばぎんキャピタルおよび千葉銀行と定期的な意見交換会を実施するなど、密接に連携する体制を構築し、特に成長が期待できるベンチャーに対して、ちばグロースアカデミア投資事業有限責任組合による出資検討を行っていく予定。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

ちばグロースアカデミア投資事業有限責任組合の組成日から起算して 10 年間とする。ただし、総組合員の持分金額の合計額の 4 分の 3 以上に相当する持分を有する組合員の承認を得た場合には、かかる期間の満了日の翌日からさらに 3 年間を限度として、本契約期間を延長することができる。

(組織図)

● 無限責任組合の体制

